

国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会	参考資料3
令和2年8月4日	

子発0430第1号

令和2年4月30日

国立きぬ川学院長 殿

子ども家庭局長
(公印省略)

国立きぬ川学院における入所児童の自殺事案による今後の対応について

貴施設において、令和元年9月に入所児童の自殺事案が発生し、安心・安全であるべき施設内で児童の尊い命が失われたことを非常に重く受け止めている。

国立児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童のうち、特に専門的な指導を要する児童を入所させてその自立支援を行い、併せて研修事業等の実施により、全国の児童自立支援施設における児童の自立支援の向上に寄与することはもとより、社会的養護の向上に寄与することが求められている施設である。

今後、国立児童自立支援施設でこのような事案が発生することがないように、社会保障審議会児童部会国立児童自立施設処遇支援専門委員会において、本事案の調査・検証を行い、今後の再発防止策や児童の支援のあり方について議論してきたところであるが、今般、別添のとおり報告書が取りまとめられ、具体的な課題や再発防止に向けた対応の提言がなされたところである。

については、既に国立きぬ川学院で取り組んでいる再発防止に向けた改善策を引き続き実施したうえで、報告書の提言に沿って、直ちに対応が可能な改善策については実施するとともに、一定の検討が必要な改善策については早急に検討を行い必要な措置を講じることにより、再発防止の徹底に努められたい。

また、報告書の提言に沿った改善措置の実施状況について、本年6月末時点で報告するとともに、当分の間、定期的に報告を行うこととされたい。